

講習会開催のご案内

刈谷商工会議所では、毎月会員様に役立つ講習会を開催しています。
今後開催する講習会についてのポイントを紹介します！

2/17月 15:00～17:00

“早めに準備しなければ間に合わない!”

「同一労働同一賃金」実務対応セミナー

ご案内

働き方改革の目玉でもある「同一労働同一賃金」が大企業は2020年4月、中小企業は2021年4月から施行されます。全ての企業に対し、正規社員と非正規社員について給与・手当・賞与・退職金・特別休暇等の処遇の違いについて説明責任が課されます。

同一労働同一賃金の施行に伴い、待遇に納得のいかない非正規社員からの訴訟は増加すると見込まれます。そして、過去の裁判の判決を経て、待遇差をめぐる判決の傾向も変わってきています。正規社員と非正規社員の待遇差をなくすために求められることは？「不合理ではないと説明できるようにしておくこと」が大切です。早めに準備しなければ法施行までに間に合いません。ぜひ、この機会に、ご参加頂きますようご案内申し上げます。

講師

社会保険労務士事務所 みらいサポート 特定社会保険労務士 **大参 直子 氏**
(年金マスター、他医療労務コンサルタント)

※詳細は、別紙チラシ又はホームページをご覧ください。

お問い合わせ先：刈谷商工会議所 TEL(0566)21-0370 HP: [刈谷商工会議所 セミナー 検索](#)

刈谷労働基準監督署からのお知らせ

時間外労働、休日労働には36協定が必要です!

- ▷ 労働者に、法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超える労働をさせる場合、法定休日に労働させる場合は、36協定を締結し、労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- ▷ 時間外労働（休日労働は含まず）の上限は、原則として、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできなくなります。
- ▷ 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、時間外労働は年720時間、時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、2～6か月平均で80時間以内とする必要があります。
- ▷ 原則である月45時間を超えることができるのは、年6か月までです。
- ▷ 36協定には有効期間が定められています。協定期間が満了している事業場や届け出ていない事業場は、すぐに36協定を労働基準監督署長あて届け出ていただくよう、お願いいたします。

問い合わせ先 **刈谷労働基準監督署 0566-21-4885**

弁護士と社会保険労務士の連携により
法務と労務の両面からサポート
します



花井綜合法律事務所
Atsushi Hanai Law Office

代表弁護士 花井 淳 (愛知県弁護士会)

(刈谷モノづくり大学教授 法律相談部門)

弁護士 佐竹 康孝 (愛知県弁護士会)

弁護士 堂前 由姫 (愛知県弁護士会)

連携社会保険労務士 岸本 輝成 (愛知県社会保険労務士会)

TEL 052-485-5655

〒450-0002

名古屋市中村区名駅3-3-2 志摩ビル2階

Email info@hanailaw.jp

HP <http://hanailaw.jp>

ゲームを使って楽しく学べる

コミュニケーション研修

- ◇社内のコミュニケーションを良くしたい方。
- ◇お客様とのコミュニケーションを良くしたい方。
- ◇メンタルヘルスやパワハラ予防研修として。
- ◆受講実績：のべ5000名以上。
- ◆商店、美容院、中小企業、一部上場企業から社会福祉法人、病院などの社員研修に採用。
- ◆日本医師会認定 産業医研修にも採用。
- ◆日本医学会総会2019でも高い評価を得る。



有限会社エコサポート

杉浦労働衛生コンサルタント事務所

研修担当：杉浦太介

Eco Support

E-mail : info@eco-support.jp

TEL:0566-52-1533 <http://www.eco-support.jp>

100歳の木を使うなら、
その年輪にふさわしい
家具をつくりたい。

カリモク家具

カリモク家具株式会社

知多郡東浦町大字藤江字皆栄町108番地

TEL 0562-83-1111 (代)

<https://www.karimoku.co.jp>